

国官参物第291号  
令和2年3月25日

各地方運輸局交通政策部長  
神戸運輸監理部総務企画部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）  
（公印省略）

### 民法改正に伴う標準倉庫寄託約款等の取り扱いについて

民法の一部を改正する法律（明治29年法律第89号）が4月より施行されるにあたり、寄託の成立要件に関して要物契約から諾成契約に見直されたところであるが、現行の標準倉庫寄託約款（甲）（乙）、標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）（乙）、標準水面木材倉庫寄託約款（甲）（以下、標準倉庫寄託約款等とする。）は要物契約を前提としており、業界の慣習としては要物契約が大宗を占めることや、民法の規定は任意規定であり慣習が優先されること等を踏まえ、標準倉庫寄託約款等に関しては当面、現行通りとすることとする。

ただし、今後は諾成契約を前提とした約款での届出が行われることも想定されることから、運輸局等における手続き円滑化のため、この場合の約款の規定例を下記のとおり示すこととするので、参考とされたい。

### 記

- 別紙1 標準倉庫寄託約款（甲）（昭和34年12月14日 港倉第181号）参照
- 別紙2 標準倉庫寄託約款（乙）（昭和34年12月14日 港倉第181号）参照
- 別紙3 標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）（昭和35年5月26日 港倉第100号）参照
- 別紙4 標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）（昭和35年5月26日 港倉第100号）参照
- 別紙5 標準水面木材倉庫寄託約款（甲）（昭和36年5月5日 港倉第96号）参照

以上